

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 5 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 3 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 8 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 7 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 61 年 1 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月から 62 年 3 月まで

個人で自営業をしており何も保証も無いことから、国民年金保険料を納付することは大きなことと考えていたので、20 歳になって加入手続を行ってから、きっちり納付してきた。結婚した際に、妻が国民年金保険料を納付していなかったため、妻の保険料を遡れるだけ遡って納付した。それなのに自分の保険料が未納とされているのは納得できない。領収書等は残していないが、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、20 歳になった後の昭和 48 年 9 月 26 日に払い出されたことが、国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、申立期間は現年度納付が可能であるところ、i) 申立期間の前後は納付済みとされていること、ii) 申立期間の前後を通じて申立人に転居や転職等は無く生活上の大きな変化はみられないこと等を踏まえると申立期間の保険料を納付できない特段の事情は見当たらない。

また、申立人は「個人で自営業をしており何の保証も無いことから、若い時から国民年金は大事だと思っていた。」と述べているところ、国民年金手帳記号番号が払い出されて以降、申立期間を除き申立人に未納は無く、国民年金への納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間は 15 か月と比較的短期間である上、「結婚した際に妻が国民年金保険料を納付していなかったため、時効にならない期間一杯まで妻の保険料を納付した。」と述べているところ、申立人の妻の国民年金被保険者名簿及び保険料領収済通知書によると、昭和 61 年 7 月から 63 年 3 月ま

での期間の保険料を婚姻直後に過年度納付し始めていることが確認できることから、申立人が、自身の申立期間の保険料を未納のまま放置するとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年3月まで

私が大学生の時、母がA市役所の窓口で私の国民年金の加入手続を行い、大学を卒業して就職するまでの間、同市役所の窓口で定期的に国民年金保険料を納付してくれたはずであるが、国民年金加入当初の5か月分のみ納付済みで申立期間は未納となっている。私の将来に備えて国民年金保険料を納付してくれた大変子想いの母親の性格からしても、保険料の納付を中断したことはあり得ず納得できない。

調査の上、申立期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月間と短期間であり、かつ、オンライン記録によると、申立期間直前の平成元年11月から2年3月までの期間は納付済みとなっており、申立期間直後の3年4月から同年6月までの期間も納付済みであったところ、厚生年金保険重複期間のため同年9月に還付金決議がなされていることが確認できる。

また、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付を行ったと証言する母親は、昭和36年4月から平成8年8月までの国民年金加入期間において保険料の未納は無いことから、母親の保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年4月28日にA市で払い出されており、申立期間において申立人の住所地に変更は無い上、A市役所の窓口で国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、農業を営んでおり生活状況に特段の変化はみられ

ないことから、同年 11 月から保険料の納付を開始しながら、2 年 4 月 1 日付けで国民年金の資格喪失の届出をすべき事情はうかがえず、申立期間においても継続的に保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 12 月 1 日から 54 年 1 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を 53 年 12 月 1 日、資格喪失日に係る記録を 54 年 1 月 1 日とし、当該期間の標準報酬月額を 16 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 5 月 14 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 53 年 12 月 1 日から 54 年 1 月 1 日まで

申立期間①について、B 社に昭和 52 年 5 月から 53 年 3 月まで勤務し、厚生年金保険料が給料から控除されていた期間が 10 か月あるが、厚生年金保険の被保険者期間は 9 か月しかない。調査の上、厚生年金保険の被保険者期間が 10 か月となるように訂正してほしい。

申立期間②について、A 社に勤務していた昭和 53 年 12 月の給与支払明細書において、厚生年金保険料が控除されているのに厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人が所持する給料支払明細書及び同僚の供述により、申立人は、A 社に勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、給料支払明細書の厚生年金保険料控除額から、16 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらない

ことから、申立人に係る厚生年金保険の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主による当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 53 年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、雇用保険の被保険者記録により、申立人が、昭和 52 年 5 月 14 日から 53 年 3 月 25 日まで B 社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人の所持する昭和 52 年 6 月から 53 年 3 月までの給与支払明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、申立人と同時期の昭和 52 年に B 社に入社した複数の同僚の厚生年金保険の資格取得日は、雇用保険被保険者の資格取得日の翌月以降の月初めとなっており、事業主は採用後一定期間を経た後の 1 日を厚生年金保険の資格取得日として届け出たことがうかがえる上、申立人についても、同年 5 月 14 日に雇用保険被保険者の資格を取得した後の同年 6 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できることから、給与支払明細書の同年 6 月の給与から控除された厚生年金保険料は、同年 5 月に係るものではなく、同年 6 月の保険料であると考えられる。

また、B 社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主及び当時の事務担当者は既に死亡しており、事業主の親族に照会したものの、昭和 63 年に社名を変更した際に当時の資料は破棄しているため、申立人についての勤務状況及び保険料控除は確認できないと回答している。

なお、申立人の昭和 53 年 3 月の給与から厚生年金保険料が控除されているものの、雇用保険被保険者記録により、申立人の離職年月日は同年 3 月 25 日であることが確認でき、厚生年金保険法第 19 条においては、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」と規定されており、第 14 条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日と規定されていることから、当該月は厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和41年3月26日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められ、かつ、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日は、42年7月16日であると認められることから、申立人のA社における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年3月から同年9月までは1万6,000円、同年10月から42年6月までは1万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月26日から42年7月16日まで
私は、昭和41年の春に就職し社員寮で生活していたが、病気のため翌年退職した。勤務していたことは間違いないので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における入社時期に関する記憶並びに同社に係る書換え前及び書換え後の両事業所別被保険者名簿に申立人の被保険者資格取得日が記載されていることが確認できることから、申立人がA社に昭和41年3月26日から勤務していたことは認められる。

しかし、前述の被保険者名簿を見ると、いずれも喪失年月日欄は空白となっており、A社における申立人の被保険者資格喪失日が確認できない。

また、書換え前の被保険者名簿の標準報酬月額の変せん欄を見ると、昭和43年及び44年の定時決定の記録は、他の被保険者の記録とは違いゴム印を用いず手書きで記入されている上、事業所からの届出が無く追加記入されたことを意味する「洩」印が押されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時、A社があった地域を管轄する公共職業安定所内の事業所において事業所名は確認できないものの、昭和41年3月26日に被保険者資格を取得し、42年7月15日に離職している申立人の雇用保険の被保

険者記録が確認できる。この雇用保険の被保険者資格取得日はA社での厚生年金保険被保険者資格取得日と一致すること、及び複数の同僚のA社における厚生年金保険の被保険者記録が当該事業所における雇用保険の被保険者記録と一致することから、当該事業所は申立事業所であるA社と認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理が不適切であったと認められ、事業主は、申立人がA社において昭和41年3月26日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における資格喪失日は、42年7月16日であることが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における事業所別被保険者名簿の記録から、昭和41年3月から同年9月までは1万6,000円、同年10月から42年6月までは1万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から 41 年 12 月 30 日まで
② 昭和 43 年 7 月 1 日から 46 年 7 月 21 日まで
③ 昭和 47 年 1 月 5 日から同年 2 月 26 日まで

平成 19 年頃、社会保険事務所（当時）で年金の相談を行った際に、申立期間の脱退手当金が支給済みと教えられた。私は、昭和 47 年 2 月末に出産準備のため会社を退職したが、当時は、脱退手当金の制度自体を知らなかったため、同手当金を受領しているはずがない。調査の上、記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

異なる被保険者台帳記号番号で管理されている厚生年金保険加入期間について脱退手当金を支給する場合には、記号番号の重複整理を行った上で支給することとなるが、申立期間のうち、申立期間②は、申立期間①及び③とは異なる記号番号で管理されていたにもかかわらず、重複整理が行われていない。

また、申立人の A 社（現在は、B 社）における資格喪失日の前後 2 年間に被保険者資格を喪失し、かつ、6 か月以内に再取得していない支給要件を満たす女性 11 名のうち、申立人以外に脱退手当金の支給記録が確認できる者は 1 名のみであることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から49年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年2月から49年1月まで
郵便が届いて、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることが分かった。申立期間の保険料は、集金で納付していたはずである。保険料の納付を示すものとして領収書を提出する。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の昭和49年3月17日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、同年2月13日に任意加入で被保険者資格を取得しており、制度上、任意加入者は遡って被保険者資格を取得することができないため、申立期間は未加入期間となり、手帳記号番号払出しの時点では申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が必要となるが、オンライン記録を基に旧姓を含む複数の読み方で氏名検索を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、保険料納付を示すものとして申立人より提出された領収書には納付年度の記載が無いため、納付期間の特定をすることができず、これをもって申立期間に係る国民年金保険料の納付を裏付けるものとは言い難い。

加えて、申立人の国民年金への加入手続及び申立期間に係る保険料納付についての記憶が曖昧である上、提出された領収書以外に申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 13 年 4 月 1 日から 15 年 8 月 1 日まで
② 平成 15 年 8 月 1 日から 18 年 9 月 23 日まで

A社及びB社の経営者は親族であり、実質的には同じ会社であった。A社に就職し、引き続きB社に勤務し同社が倒産した平成 18 年 9 月 23 日まで継続して勤務していた。厚生年金保険の記録では、20 万円であった標準報酬月額が 13 年 4 月に 9 万 8,000 円に減額され、退職まで続いている。記憶とは明らかに違うので、調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録により、A社の事業主を含む 21 人の被保険者について、平成 13 年 4 月 1 日付けで、厚生年金保険の標準報酬月額を 9 万 8,000 円とする随時改定が、同年 6 月 11 日に処理されたことが確認できる。

しかし、A社は平成 15 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主に連絡が取れないことから、申立期間①における申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、複数の同僚に照会したが、申立人の主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、申立人は、平成 21 年頃に社会保険事務所（当時）に出向いた際、A社の給与支払明細書の厚生年金保険料控除額に相当する標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることを確認した旨供述している。

申立期間②について、オンライン記録により、申立人の標準報酬月額が厚生年金保険の資格取得時から資格喪失日まで9万8,000円であることが確認できる。

しかし、B社は、平成18年9月23日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主に連絡が取れないことから、申立期間②における申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B社の事業主印が押された平成16年から18年までの健康保険厚生年金保険報酬月額算定基礎届には、申立人の報酬月額が10万円と記載されている上、他の被保険者についても同じ金額が記載されていることから、申立人の報酬月額のみが他の被保険者の取扱いと異なり低額であった事情はうかがえない。

さらに、申立人は平成21年頃に社会保険事務所に出向いた際、B社の給与支払明細書の厚生年金保険料控除額に相当する標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることを確認した旨供述している。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年頃から 52 年頃まで

昭和 47 年頃から 52 年頃まで、父の経営する A 社に勤務した。A 社では事務を担当しており、給料から何であったか忘れたが、何かを控除していた記憶がある。一度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の同僚の証言から、期間を特定することはできないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社の取締役は、「当社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 20 年 11 月 1 日である。」と供述しているところ、オンライン記録により、申立期間当時、A 社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A 社の現在の代表取締役は、「申立期間当時、A 社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、私自身も給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と証言している。

さらに、A 社は、申立期間に係る書類は一切残っていないため、当時の状況は不明である旨回答していることから、申立人の申立期間における保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 1 月 1 日から 23 年 1 月 1 日まで
② 昭和 25 年 5 月 31 日から 26 年 6 月 1 日まで
③ 昭和 27 年 2 月 7 日から 29 年 10 月 31 日まで

申立期間①について、大学卒業後にA社に勤務した。昭和 22 年 1 月 1 日に同社に入社と記載のあるアルバムが残っているので、同日から勤務し、当然厚生年金保険にも加入していたはずである。

申立期間②について、父の知人が経営するB社（現在は、C社）で営業をしていた。厚生年金保険の資格取得日は昭和 26 年 6 月 1 日となっているが、25 年 5 月 30 日にA社を退職した後、すぐに入社したはずなので、資格取得日は退職日の翌日の同年 5 月 31 日となるはずである。

申立期間③について、女性の社長が経営するD社に勤務していた。妻に、結婚の条件として安定した業界へ転職してほしいと言われたため、同事業所を退職し、E社に就職したので、同社に勤務するまでの期間はD社に勤務していたのは間違いない。

厚生年金保険の被保険者記録の無い期間があるが、当時は大学を卒業した者は少なく、大学を卒業した者が働かずに遊んでいたはずはなく、厚生年金保険の適用事業所となっていない会社に就職するはずもない。調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出されたアルバムの写しに、「A社入社廿二年六月一日」と記載があり、申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日である昭和 23 年 1 月 1 日以前から、申立人が同社に勤務していたこ

とがうかがえる。

しかし、A社における厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、連絡先が判明した5人に照会したところ、3人から回答が得られ、そのうちの一人は、自身の記憶する入社日が、厚生年金保険の資格取得日より数か月以上前の日である旨供述している上、3人からは、厚生年金保険を資格取得する前の期間に厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

また、A社は、昭和25年5月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、法人登記簿の記録も確認できないことから、事業主の氏名が判明せず、申立期間当時の同社における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、申立人は複数の同僚の氏名を挙げているものの、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間において、これらの同僚の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

申立期間②について、C社に照会したが、申立期間当時の資料は保管していないため、申立人の勤務期間等は不明であると回答していることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、B社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、自身の記憶する入社日より後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社では、申立期間当時、入社と同時に厚生年金保険の資格を取得させていなかったことがうかがえる上、これらの同僚から、厚生年金保険を資格取得する前の期間に厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、申立人は複数の同僚の氏名を挙げているものの、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間において、これらの同僚の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

申立期間③について、申立人は、D社の所在地、事業主氏名及び当該事業所を退職した経緯等を詳しく記憶しているが、オンライン記録では、申立人の主張するD社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、申立人の主張する事業所所在地を管轄する法務局に登記の記録も確認できない。

さらに、D社の事業主及び申立人が氏名を挙げた同僚は連絡先が不明であり、申立てに係る内容を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 24 日から 36 年 10 月 2 日まで
② 昭和 36 年 10 月 2 日から 39 年 11 月 10 日まで
③ 昭和 39 年 11 月 10 日から 40 年 2 月 1 日まで

平成 14 年頃に、結婚前に勤務した 3 つの事業所の厚生年金保険の被保険者記録が、脱退手当金支給済みとなっていることを初めて知った。

最後に勤務した A 社 B 工場を退職した当時、脱退手当金の制度自体を知らなかったし、退職後に会社と連絡を取ることもなかった。

先日、年金事務所で脱退手当金の領収書を見せてもらったが、私はそのような手続をした覚えは無いし、領収書の署名は私の筆跡ではないように思うので、調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書は、昭和 41 年 6 月 17 日付けで A 社 B 工場を管轄する C 社会保険事務所（当時）へ提出されており、請求時点の申立人の氏名及び住所地が記載され、脱退手当金は、同社同工場及びそれ以前に勤務した事業所における厚生年金保険被保険者期間を基礎として計算され、同年 10 月 12 日付けで同社会保険事務所の窓口で現金払いされていることが確認できる上、同裁定請求書の裏面には、同日に脱退手当金を受領した旨の申立人の署名及び押印が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の A 社 B 工場に係る事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されており、それら一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 5 月 22 日から 36 年 12 月 24 日まで

私は、家の近所にあったA社B工場に勤め、在職中に結婚したが、急に夫の転勤でC地域へ移転することになり、やむなく同社を退職することになった。退職に関する手続や会社との書類のやり取りは、亡くなった母が行ってくれていたと思う。C地域に住んでいたのに、脱退手当金の申請を行ったり、受給することはできないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和37年5月23日に支給決定されているほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答していたことが記録されており、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社B工場に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の前後の被保険者に係る脱退手当金の受給状況を調査したところ、申立人が同社を退職した時期を含む昭和30年7月から38年12月までに被保険者資格を喪失している女性の被保険者のうち、脱退手当金の受給要件を満たしている者は申立人を除き27人いるが、そのうちの24人は同社を退職後に脱退手当金の支給決定がなされている上、その全員が厚生年金保険被保険者資格喪失日からおおむね半年以内に脱退手当金の支給決定がなされていることが確認できることなどを踏まえると、申立期間の脱退手当金については、事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

さらに、脱退手当金が未請求となっている厚生年金保険被保険者期間が存

在することについては、当該期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号が申立期間に係る記号番号と異なっており、当時、請求者からの申出が無ければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることから、未請求期間が存在することについて不自然さはいかがえない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1332

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年1月6日から29年4月1日まで
② 昭和29年4月1日から30年7月20日まで
③ 昭和30年10月1日から32年5月1日まで

私の年金記録では、申立期間について、脱退手当金が支給された記録となっているが、私は、支給された時期には継続してA社に勤務しており、受給した記憶も無い。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和32年6月12日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳にも脱退手当金が支給されたことが記載されており、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかぬ。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該脱退手当金の支給決定日に近接する日付で申立人の名前の一部が変更されていることが確認できる上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳においても同様に変更されていることが確認でき、その変更内容は申立人又はその親族しか知り得ないと考えられることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である3回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年1月1日から25年4月27日まで
② 昭和27年7月9日から30年5月27日まで

私の夫は、A社（現在は、B社）に昭和21年10月から36年12月20日まで勤務した。途中の記録が欠落していることがおかしいので、調査して記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格喪失日と同日の昭和23年1月1日の時点で同社において被保険者資格を有する129人のうち43人が同資格を喪失していることが確認できる上、このうちの一人は、「同日において一旦退職した。」と証言している。

また、上記の被保険者名簿によると、申立人は昭和23年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、25年4月27日にA社C支店において再び被保険者資格を取得しているが、その際には、厚生年金保険に加入した場合に払い出される厚生年金保険被保険者台帳記号番号が新規に払い出されていることが確認できる。

申立期間②について、B社が保管する人事記録によると、申立人の在籍が確認できない上、同社が保管する社会保険管理台帳における申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和30年5月27日であり、オンライン記録における申立人の資格取得日と一致している。

また、同僚は、「昭和20年代は、外注や下請けなど色々な働き方があっ

た。」と証言していることを踏まえると、申立人についても申立期間において勤務形態等が変更になったものと考えられる。

さらに、同僚からは、申立人の勤務実態及び保険料控除について具体的な証言は得られない。

このほか、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。